

令和4年度阿見町新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格の高騰による影響を受けた公共交通事業者等を支援することにより、地域公共交通等の現在及び将来における安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため、予算の範囲内において令和4年度阿見町新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等支援金(以下「支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。
- (2) 国要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号)をいう。
- (3) 町路線バス補助金交付要綱 阿見町路線バス運行事業補助金交付要綱(令和2年阿見町教育委員会告示第2号)をいう。
- (4) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (5) 貸切バス事業者 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (6) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (7) 交通事業者 前3号に規定する乗合バス事業者、貸切バス事業者及びタクシー事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 この要綱による支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす交通事業者とする。

- (1) 乗合バス事業者 町内を運行し、かつ、町内で乗降できる乗合バスを取り扱う者であって、国要綱又は町路線バス補助金交付要綱による補助金等の交付を受けていないもの
- (2) 貸切バス事業者 町内に営業所を置く者であって、現に事業を継続しているもの
- (3) タクシー事業者 町内に営業所を置く者であって、現に事業を継続しているもの

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者とししないものとする。

- (1) 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれかであるとき。
- (2) 町税又は法人税のいずれかに未納があるとき。ただし、徴収猶予を受けている場合を除く。

(支援金の額)

第4条 この要綱による支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算定方法により得た額とする。

- (1) 乗合バス事業者 次条の規定による申請をする日に最も直近の決算における経常費用を当該決算期の実車走行距離で除して得た1キロメートル当たりの経常費用と316円72銭のいずれか低い方の額に、次の表の区分に応じ、当該区分に定める数値を乗じて得た額とする。

平日の運行回数	数値(小数点第2位以下切捨て)
1往復以上3往復未満	$(\text{町内区間における往路のキロ程} + \text{復路のキロ程}) / 2 \times 90$
3往復以上20往復未満	$(\text{町内区間における往路のキロ程} + \text{復路のキロ程}) / 2 \times 180$
20往復以上50往復未満	$(\text{町内区間における往路のキロ程} + \text{復路のキロ程}) / 2 \times 360$
50往復以上	$(\text{町内区間における往路のキロ程} + \text{復路のキロ程}) / 2 \times 540$

- (2) 貸切バス事業者 令和4年7月1日時点において営業所が所有し、事業に使用している車両の台数に200,000円を乗じて得た額とする。
- (3) タクシー事業者 令和4年7月1日時点において営業所が所有し、事業に使用している車両の台数に100,000円を乗じて得た額とする。

(支援金の支給申請)

第5条 支給対象者は、この要綱による支援金の支給を受ける場合は、令和4年12月末日までに、令和4年度阿見町新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(支援金の支給の決定等)

第6条 町長は、前条の支給申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支給の可否について決定し、令和4年度阿見町新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等支援金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知後、速やかに支援金を支給するものとする。

(支援金の支給の取消し等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給を取り消し、又は支給した支援金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の支給を受けたとき。

(2) 前号のほか、支援金の支給が不相当であると認められるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効日以前に支給決定した支援金に係る第7条の規定については、この告示は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。